



IRC 委員会からの連絡事項 091202

2009/12/02

IRC委員会 委員長 東島 和幸

外洋加盟団体 及び 外洋特別加盟団体 各位

件 : IRC 証書の有効期限を越えての使用について (翌年の1月に開催されるレースへのIRC 証書の有効性)

IRC 証書の有効期限は ご存知のように 日本では 証書に記載された年度の1月1日から12月の31日までが その有効期限として ルールで定められています。

ところが 実際の運用で 記載された翌年の1月のレースで 前年度のIRC 証書を使ってレースを行なうケースが出てきております。このような場合の対応を RORCテクニカルディレクターのマイク アーウィン氏に確認いたしました。

彼からの回答は IRC証書を有効期限を越えて1月のレースに使用する場合は 事前にRORCの方に申告するようにとのことでした。

現実的には 日本のレーティングオフィスを経由して その使用するレースの具体的な内容をIRCレーティングオフィス (RORC)の方に申告します。IRCレーティングオフィスは これを受けて、その申告されたレースについて IRC 証書を有効として個別に認めるという文書を出してきます。

勿論 公示は必要ですが、反面このような IRCRO との実務的な対応も要求されます。加盟団体や特別加盟団体 或いは クラブ等で1月に (切り替え時期)にIRC 証書を有効としたレースを企画されている場合には IRC 委員会 に相談していただければ、個別に対応をいたします。ご遠慮なく 御相談ください。

年の瀬も迫った中での連絡 大変恐縮では有りますが ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上